

伊佐市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月28日(木) 午前9時02分から9時58分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (25人)

会 長
委 員

13番委員

農業委員

1番委員
2番委員
3番委員
4番委員
5番委員
6番委員
7番委員

8番委員
9番委員
10番委員
11番委員
12番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員 9番推進委員
2番推進委員 10番推進委員
3番推進委員 11番推進委員
4番推進委員 12番推進委員
6番推進委員 14番推進委員
7番推進委員 15番推進委員

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 9番委員 10番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

総会に入ります前に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番 申請人 株式会社Kにつきましては、取り下げ申請がありましたので総会資料から削除をお願いします。

本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。

利用状況調査が7月から9月までの3ヶ月間で活動していただくわけですが、非常に暑い時期です。湿度も高いですので、熱中症にならないように水分もしっかり補給し、休憩を取りながら活動をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症が急拡大している状況です。当市でも感染が拡大しておりますので、感染対策も行ったうえで活動をお願いします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから3ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が10件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は举手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議案第1号

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。7ページの総括表をご覧ください。期間は6年から18年で、面積は合計33,287㎡で利用権を設定する者の数は13人、設定を受ける者の数は9人です。土地の詳細については資料4ページから6ページ、番号1番から14番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から9番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。
整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る7月26日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 FAさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 FTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は91歳です。
申請地は、伊佐市菱刈花北字中牟田555番38、地目は田、地積は1、065㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は8,011㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmであり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要な書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る7月20日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 SNさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 AHさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2607番11、地目は畑、地積は584㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は3,642㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約500mであり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番、4番につきまして、去る7月19日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

3番、4番の申請人 SHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は61歳です。

3番の渡し人 SMさんは、大阪府富田林市錦織南に居住される市外住民で、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字桂松2432番で、地目は田、地積は1,543㎡の所有権移転贈与になります。

4番の渡し人 KNさんは、神奈川県川崎市川崎区藤崎に居住される市外住民で、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字御納戸2568番で、地目は田、地積は2,230㎡の所有権移転贈与になります。

受人は新規就農者ですが、今回取得する面積を合計すると3,773㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約500m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、12農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 UYさんは、埼玉県川口市大字安行領根岸に居住される市外住民で、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字大広形1807番3ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で1,328㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は12,200㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定

農業委員	<p>のうち、整理番号6番につきまして、去る7月26日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。</p> <p>申請人 YSさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は70歳です。</p> <p>渡し人 YTさんは、宮崎市大字芳土に居住される市外住民で、年齢は72歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口目丸字藪添328番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1, 217㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は26,094㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号7番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る7月26日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。</p> <p>申請人 UYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は44歳です。</p> <p>渡し人 UYさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は92歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口山野字内山4922番1、地目は田、地積は634㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は145,126㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約2.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>
4番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いま</p>

したので、4番が報告いたします。

申請人 IHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 TAさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字先陣2322番ほか3筆で、地目は田が2筆と畑が2筆、地積は4筆合計で2,469㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は46,793㎡であり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 WRさんは、埼玉県所沢市中新井に居住される市外住民で、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字山下4番3で、地目は田、地積は656㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、11,521㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番から9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数。よって整理番号1番から9番については許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号10番につきましては、農地所有適格法人でありますので事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号10番の譲受人 株式会社Yについてご説明いたします。法人形態は株式会社であり、定款に株式譲渡について株主総会における議決事項を定めております。事業は、米・露地野菜の生産加工及び販売で、売上高は過半を超えており事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の農業従事日数は年間150日以上で、かつ、法人の総議決権の過半数を超えており要件を満たしております。農業及び関連事業の常時従事者は代表取締役であり、役員要件を満たしております。経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。</p>
議 長	<p>整理番号10番につきましては、この議案は12番農業委員が法人の役員であり譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>それでは、12番農業委員の退席をお願いします。</p> <p>(12番農業委員退席)</p>
議 長	<p>5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る7月21日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。</p> <p>申請人 株式会社Yは、伊佐市菱刈市山に住所を有する農地所有適格法人です。</p> <p>渡し人 YTさんは、鹿児島市谷山中央に居住される市外住民で、年齢</p>

は56歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字堀切1996番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で5,260㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、251,076㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.5km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号10番については許可が決定いたしました。ここで、12番農業委員の入室をお願いします。

(12番農業委員着席)

議長 整理番号11番につきましては、この議案は8番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、8番農業委員の退席をお願いします。

(8番農業委員退席)

議長 3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る7月23日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 DTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は76歳です。
渡し人 DKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は65歳です。
申請地は、伊佐市菱刈下手字五本松188番19ほか7筆で、地目は田が5筆と畑が3筆、地積は8筆合計で16,359㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、35,298㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号11番については許可が決定いたしました。ここで、8番農業委員の入室をお願いします。

(8番農業委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数11件について、11件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入」申出の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・

農業委員	<p>編入) 申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る7月21日、申請人の代理人である 顧問のMさんと事務局の立会いのもと、9番農業委員、私6番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請者は、鹿児島市上福元町に所在のある 株式会社Kで農業法人です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口山野字猩々1700番2で、地目は牧場、地積は882,645㎡のうち2,000㎡で現況は牧場であります。</p> <p>申請地は、平出水小学校より西へ約8kmに位置し、周囲の状況は、東側は牛舎、西側が牧草地、南側は山林、北側は牛舎であり、用途区分変更後に農業用施設として分娩用の牛舎を建築する計画であります。用排水関係は、牛舎内はオガクズ等で処理し周囲は自然流下となっております。</p> <p>この申請は具体的な計画があり、申請地は、申請人の所有する牧場敷地内であり、用途区分変更により周囲の農地への影響はありません。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については2名の調査員の意見において区分変更はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。</p>
議長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。
1番 農業委員	ちょっと判らないので質問します。議案第4号で取り下げになっていて用途区分変更ということですが、これは、また建設されるということでしょうか。
議長	その辺の説明が事務局からありませんでしたので説明をお願いします。
事務局	牧場いわゆる採草放牧地の中に農業用施設を造る場合、4条申請は許可不要案件になりますが、ただし、農振法の適用は受けるということで用途区分変更は必要になります。当初4条申請も出してもらいましたが取り下げがありました。用途区分変更後に施設を造る計画です。
議長	農振については、農用地区域に入っておりますので用途区分変更をする必要があると。ただ、事務局からありましたとおり4条申請については、申請をする必要がないと。牧場であるためということで、4条申請はされましたが、必要ないということが申請をされてから判ったため、取り下げ申請してもらいました。これについては、県の担当者にお問い合わせをして確認済みです。他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更)・除外・編入) 申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番については取り下げです。整理番号2番について7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る7月21日、申請人の MKさんの立会いのもと、6番推進委員、10番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

農業委員 申請人は、伊佐市大口金波田にお住いの MKさんで年齢は57歳です。

申請地の所在地は、伊佐市大口金波田字井ノ上1101番5で、地目は畑、地積は1,060㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、都市計画区域内で転用目的は牛舎建築であります。

申請地の所在地は、羽月小学校から南東へ約1kmに位置しており、周囲の状況は、東は宅地、南は道路、西側は山林、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。

たします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、1件の取下げ、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について11農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る7月21日、申請人のMTさんの立会いのもと、1番推進委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田にお住いのMTさん外1名です。

譲渡人は、伊佐市大口原田にお住いのKMさんで、年齢は86歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅です。

申請地は、伊佐市大口原田字満原田161番13で、地目は畑、地積は360㎡です。

所在地は、伊佐農林高校から東へ約400mに位置しており、南側は転用地、東側は畑、北側は宅地、西側は市道であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る7月21日、申請人の代理人 TSさんの立会いのもと、13番推進委員、14番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市田上にお住いの IYさんです。

譲渡人は、大阪市東淀川区下新庄にお住いの MMさんで市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設です。パネル設置枚数288枚、105.1kWの出力を計画しています。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5180番48で、地目は畑、地積は1,335㎡であります。

所在地は、まごし館から北西へ約1kmに位置しており、南側は道路、東側は樹園地、北側は転用地、西側は転用地であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願い

たします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る7月21日、申請人の代理人 T行政書士の立会いのもと、1番農業委員、2番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私4番が報告いたします。

譲受人は、東京都港区港南に所在のある 株式会社Aで一般法人であります。

譲渡人は、伊佐市大口牛尾にお住いの SKさん、年齢は75歳であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は、伊佐市大口青木字野牟田原1629番7で、地目は畑、地積は1,444㎡であります。

所在地は、多々良石公民館から南東へ約50mに位置しており、南側は道路、東側は田、北側も田、西側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について、3件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る7月21日、申請人の代理人であるU不動産の立会いのもと、8番推進委員、9番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告します。

申請人は、宮崎県小林市真方にお住いのHMさんです。

申請地は、伊佐市大口田代字北ノ原298番3、地目は畑、地積は333㎡です。

申請地の所在地は、羽月西小学校から西へ約500mに位置しており、東側は道路、西側は宅地、南側は県道、北側は宅地であります。

非農地になった時期及び理由としては、平成5年頃から家主の入院により空き家となり、宅地に隣接する畑も放置されたまま現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から20年以上宅地として利用されていたことの証明書が添付されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号2番について、去る7月21日、申請人の代理人であるA行政書士の立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告します。

申請人は、埼玉県川口市大字安行領根岸にお住いのUYさんです。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字大広形1807番4、地目は畑、地積は112㎡です。

申請地の所在地は、徳辺簡易郵便局から東へ約1.5kmに位置しており、東側は畑、西側は道路、南側も道路、北側も道路であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和60年11月11日に旧菱刈町に買収され、昭和61年3月28日に畑から公衆用道路となった一部で、当時共有名義であったため申請地のみ所有権移転がなされておらず、現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の 挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 番 農 業 委 員		<p>議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号3番について、 去る7月21日、申請人の代理人である UMさんの立会いのもと、11 番推進委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、私5番が 報告します。</p> <p>申請人は、埼玉県新座市東北に居住する TFさんです。 申請地は、伊佐市菱刈前目字麓2040番1、地目は畑、地積は51 m²です。</p> <p>申請地の所在地は、市役所菱刈庁舎から南西へ約280mに位置して おり、西側と南側は公衆用道路、北側は宅地、東側は雑種地であります。</p> <p>非農地になった時期及び理由としては、申請地の北側に申請人の宅地 があり平成2年頃から空き家になったことに伴い申請地の管理がされな いまま不耕作の状態が続き山林化が進み、平成29年頃に畑の一部が公衆 用道路に供されることになり隣接する山林と共に木は全て伐採されまし た。現在は、宅地の一角にある土地の一部として管理され現在に至ってお ります。</p> <p>調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難である と2名の調査員とも判断しました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から 20年以上宅地として利用されていたことの証明書が添付されています。 委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の</p>

挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」については3件申請のうち3件の非農地証明が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について提案いたします。

整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、事務局よりご説明いたします。

整理番号1番の申請人 KKさんは、伊佐市大口目丸に居住されている伊佐市在住の方です。

申請地は、伊佐市大口大島字前村507番2、地目は畑、地積は445㎡です。

所在地は、羽月小学校から東へ約700mに位置する宅地に隣接する良く管理された農地です。添付書類として全部事項証明書が添付されており規程により特例農地としての指定に関して特段問題はないと思われま。委員皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定いたしました。

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。7月の月例報告をいたします。5日、7月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。

21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第5回農業委員会総会です。

8月の行事予定ですが、5日に8月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。30日が第6回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事務局 以上で、令和4年度 第5回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前09時58分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 10 番